



空き巣の被害に注意！！

令和4年11月から、町内でも空き巣の被害が増えていきます。

犯人は2階建て一般住宅の1階リビング等にある、掃き出し窓や腰高窓のクレセント錠部分を工具で割り侵入しており、現金や商品券、財布などが盗まれています。

空き巣の被害にあうと、自宅内に「いつ誰が侵入してくるかわからない」といった不安を事後にわたり抱く恐れがあります。被害にあわないように、下記の点に注意しましょう！

戸締りの徹底

- ・夜間はもちろん、短時間の外出でも必ず施錠する
- ・お風呂場やトイレの窓にも注意する



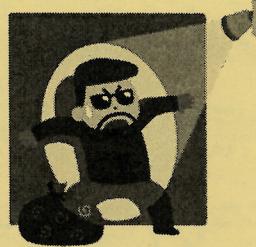
不在を悟られないようにする

- ・外出の際は、室内の電気やテレビなどを点けておく
- ・長期の留守の場合は新聞の配達をとめてもらう



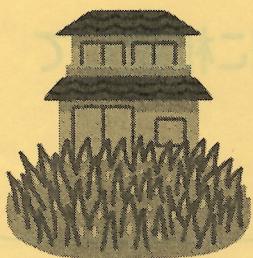
防犯装置の設置

- ・防犯カメラ、センサーライトなどを設置する
- ・砂利を敷き、侵入者が音でわかるようにする



家の周りの点検

- ・はしごや踏み台など、足場になるものを置かない
- ・周囲からの見通しをよくする



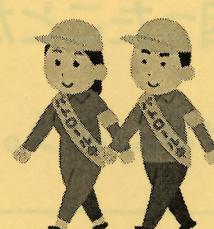
侵入に備える

- ・ドアや窓に補助錠やサムターンカバーを取り付ける
- ・窓に防犯フィルムを貼る



地域で見守りし合う

- ・日頃から、隣近所であいさつや声かけを心がける
- ・「ながら見守り」で見守りし合う



「屋根の修繕が必要」と持ち掛ける

点検商法に注意!!

近くで工事をしていて…



屋根が壊れていますよ！

無料で点検しますよ

このままでは危険

今日契約すれば安くなる

あいさつにきました

- ・訪問販売の契約は、クーリング・オフの対象です
- ・点検の申し出には容易に応じない
- ・その場で契約しない



- ・家族や周囲の人は、不審な人物が訪問していないか、見慣れない書面がないかなど、高齢者の様子に気を配りましょう。
- ・困ったことがあつたら、まずは消費生活センターに相談してみましょう。